

# 後見センターレポート

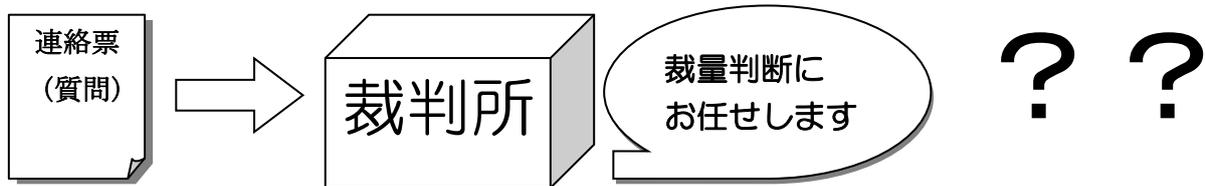
vol.16 (平成30年1月)



## ▶ 今回は、親族後見人からの質問にお答えします。

私は、2年前から母の後見人を務めています。先日、後見センターに、「母が足を骨折し、今後は車椅子が必要となったため、母の預金から15万円の電動車椅子を購入しようと思いますが、差し支えありませんか。」と記載した連絡票をファックスしたところ、書記官から、「後見人の裁量判断にお任せします。」という連絡がありました。

後見人の「裁量」とは何でしょうか。後見センターから「後見人の裁量判断に任せる」と言われたら、後見センターが購入を許可したのだと理解していいのでしょうか。



### ◎ 後見センターからのお願い

まずはお願ひですが、後見事務に関して裁判所に質問する場合には、今回のように連絡票を用いて、後見人としてどのようなことをしようとしているのか（方針）を必ず記載するようにしてください。後見事務を行うのは後見人であり、裁判所はそれを「監督」する機関ですから、後見人の方で後見事務についての方針を立てていただく必要があります。裁判所は、その方針に問題がないかどうかを確認（監督）することになります。

### ◎ 後見人の「裁量」とは？

ところで、後見人は、本人の財産を管理し、その財産に関する法律行為について代理権を有しています（民法859条1項）。後見人が行う財産管理において、本人の利益となり得る方法が1つだけとは限りませんが、そのうちどの方法を選ぶかは、基本的には後見人が責任をもって判断すべきこととなります。その意味で、後見人には、本人の財産管理においてどのような方法を選ぶかについての「裁量」があるということです。

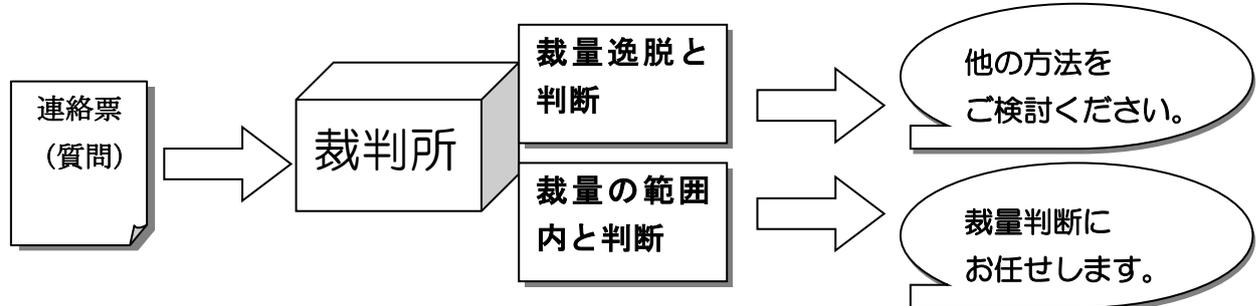
しかし、後見人の「裁量」の範囲は無限定ではありません。後見人は、本人の意思、心身の状態、生活の状況（民法858条）等を踏まえて、本人の利益となるように適正に財産を管理すべき立場にありますから、後見人の「裁量」の範囲にも一定の限界があります。後見人が本人の利益になる（「裁量」の範囲内にある）と判断して行動したところ、後になってその行動が本人の利益にならない（後見人の「裁量」の範囲を超えている）と判断されるようなことがあると、後見人を解任されたり、後見人としての責任を追及されたりすることもあります。

### ◎ 具体例から「後見人の裁量」の範囲を見ると…

そのような後見人の「裁量」の範囲は、一律に定まるものではなく、事案ごとの具体的な事情によって異なるものです。そのため、後見人には判断しにくいところがあると思いますので、以下もう少し具体的に説明します。

例えば、「後見人が、本人の通院に使用するためとの理由で、本人の財産を使って数百万円のスポーツカータイプの外車を購入しようとした場合」や、「後見人が、節税対策を目的として、本人の孫（後見人の子）に本人の財産から多額の贈与をしようとした場合」などは、後見人の示した方針が後見人の「裁量」を逸脱していると判断されることが多いと思います。後見人からこのような方針を示された裁判所は、後見監督機関としての職責に基づき、後見人に他の方法を検討するよう「指示」するなどし、後見人がこれに応じない場合は、後見人から財産管理権を剥奪したり、後見人を解任したりすることがあります。

一方、今回の質問のような場合（いくらで、どのような車椅子を購入するか）や、「自宅介護が難しくなってきたので、本人の財産から入所一時金を支払い、本人を施設に入所させる場合」などは、後見人の示した方針が後見人の「裁量」の範囲内にあると判断されることが多いと思います。後見人からこのような方針を示された裁判所は、その方針を具体的に「許可」したり、もっと本人の利益となる方法がないか探すよう「指示」したりすることはなく、「後見人の裁量判断にお任せします。」と回答するのが通常です。



### ◎ 「後見人の裁量判断にお任せします」とは？

「後見人の裁量判断にお任せします」とは、「後見人の示した方針は、後見人の『裁量』の範囲内にあると考えていますので、後見人がその方針を相当と判断して進める限り、裁判所としては後見人の判断を尊重します。」という意味だと理解してください。

裁判所としては、後見人の示した方針が後見人の「裁量」の範囲内にあると考えた以上、さらに踏み込んで「許可」することはなく、あくまで後見人の「裁量」に基づく判断で進めていただくこととなります。

### ◎ おわりに

質問に対するお答えは以上のとおりですが、この後見センターレポートをお読みいただいても、後見人がしようとしていること（方針）が後見人の「裁量」の範囲内にあるかどうかは判断しにくいところがあると思います。また、後見人の「裁量」の範囲内の事柄であっても、後見人としては判断に迷うこともあると思います。

後見人がしようとしていること（方針）が後見人の「裁量」の範囲内にあるかどうか判断できずに裁判所に相談するときは、冒頭をお願いしたとおり、後見人がしようとしていること（方針）を連絡票に具体的に記載するようにしてください。また、後見人としてどのようなことができるのかが分からなかったり、どの方針を選ぶべきか迷ったりしたときは、お近くの成年後見制度推進機関（社会福祉協議会等）に相談したり、専門職（弁護士、司法書士等）に相談したりしてください。

※ お近くの成年後見制度推進機関は、次のアドレス（東京都のサイト）から確認できます。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/sodan/kouken/torikumi.html>

# 後見センターレポート vol.17 (平成30年7月)



かーくん

## 申立てに必要な戸籍・住民票の範囲が変更されました。

後見開始等の申立てをしていただく際には、本人及び後見人等候補者の戸籍及び住民票を提出していただいておりますが、戸籍及び住民票の範囲について、平成30年4月から次のとおり改定しました。

なお、後見人等に選任された後の各種申立てに必要な戸籍及び住民票の範囲についても変更しておりますので、詳しくは後見サイトに掲載されている、最新の申立書等をご確認ください。

- ① 成年後見・保佐・補助開始の申立て及び任意後見監督人選任の申立てにあたって提出していただく資料のうち、本人の戸籍及び住民票については、本人部分のみの記載のあるもので足りることとしました。
- ② 成年後見・保佐・補助開始の申立てにあたって提出していただく資料のうち、後見人等候補者の戸籍の提出は不要とし、後見人等候補者の住民票については、候補者のみの記載のあるもので足りることとしました。
- ③ 未成年後見人選任の申立てについては変更ありません。

### 【成年後見・保佐・補助】

	従前の取扱い	変更後の取扱い
本人	○戸籍全部事項証明書 ○住民票（世帯全部）	○戸籍 <u>個人事項証明書</u> （戸籍抄本） （ <u>本人部分のみ</u> ） ○住民票（ <u>本人部分のみ</u> ，本籍の記載不要）
（候補者） （親族）	○戸籍全部事項証明書 ○住民票（世帯全部）	○住民票（ <u>候補者部分のみ</u> ，本籍の記載不要）

### 【未成年後見】

	従前の取扱い	変更後の取扱い
本人	○戸籍全部事項証明書 ○住民票（世帯全部）	変更なし
（候補者） （親族）	○戸籍全部事項証明書 ○住民票（世帯全部）	変更なし

### 注意

・提出する住民票は、個人番号（マイナンバー）の記載のないものをお願いします。

# 後見センターレポート vol.18 (平成30年7月)



かーくん

## 後見制度支援預金の取扱いが始まりました。

後見センターでは、平成24年2月から、後見制度支援信託（本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組み）の利用を進めてきたところですが、平成30年6月から、後見制度支援信託に加えて、これと同様の仕組みとなっている預金（後見制度支援預金）の利用についても運用を始めました。

後見制度支援預金とは、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を後見制度支援預金口座に預け入れる仕組みのことで、通常の預貯金と異なり、後見制度支援預金口座に係る取引（入出金や口座解約）をする場合には、あらかじめ裁判所が発行する指示書を必要とすることで、後見制度支援信託と同様に、本人財産の保護を簡易・確実に行うことができます。後見制度支援預金口座は、本人が日常的に利用してきた信用組合や信用金庫で開設することができるため、近くに信託銀行等がない方にも利用しやすくなっています。

後見センターではこれまで、後見人が管理する本人の流動資産が多額である場合に後見制度支援信託の利用検討を行ってきましたが（後見センターレポート vol.5 [平成26年5月]）、今後は、後見制度支援預金の利用検討も併せて行います。後見人がこれらの制度の利用を希望しない場合は、無理に利用に向けた手続を進めることはしませんが、本人の財産を適切に管理するために、裁判官の判断により、後見監督人が選任されることがあります。

なお、上記で紹介した後見制度支援預金の利用検討は、後見センター（東京家裁本庁）での取扱いになります。立川支部については、平成30年9月から取扱いを開始する予定で準備を進めています。

	後見制度支援信託	後見制度支援預金
対象	成年後見と未成年後見 (保佐、補助及び任意後見では不可)	後見制度支援信託と同じ。
取扱金融機関	信託銀行等 *詳細は、東京家庭裁判所後見サイトの「金融機関一覧」をご覧ください。	東京都信用金庫協会加盟の信用金庫の一部 東京都信用組合協会加盟の信用組合の一部 *詳細は、東京家庭裁判所後見サイトの「信用金庫の一覧」及び「信用組合の一覧」をご覧ください。
利用対象財産	金銭に限る。 *後見人が手元で管理する金額が、おおむね100万円から500万円程度となるように設定する（後見センターレポート vol.10 [平成28年2月]）。	後見制度支援信託と同じ。
対象財産からの払戻し	家庭裁判所の指示書を要する。	後見制度支援信託と同じ。

## 後見センターレポート

vol.19 (平成31年4月)



かーくん

平成31年4月から診断書の書式が新しくなり、  
本人情報シートの運用が始まりました。

後見センターでは、後見等の開始申立て及び任意後見監督人選任申立ての際に、診断書の提出をお願いしています。提出された診断書は、本人の精神上的障害の有無や判断能力の低下の有無・程度、鑑定の要否を判断するための資料として用いられています。

国の成年後見制度利用促進基本計画において、「医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する。」とされたことを踏まえ、最高裁判所において検討が進められ、このたび、診断書の書式が改定されるとともに、「本人情報シート」の導入が決まりました。「本人情報シート」とは、本人を日頃から支援している福祉関係者が、本人の生活状況等に関する情報を記載するためのシートです。

平成31年4月1日から後見センターを含む全国の家庭裁判所において、新しい診断書の書式と「本人情報シート」の運用が始まりましたので、御協力をお願いします。

## 【診断書を準備される方へ】

平成31年4月以降に申立てを検討される際には、以下のような流れで診断書をご準備ください。

## ① 本人情報シートを準備する

- 本人の福祉関係者（ケアマネジャー、ケースワーカーなど）に「本人情報シート」への記載を依頼してください。
- 作成された「本人情報シート」のコピーを1部準備してください。

## ② 診断書（新書式）を準備する

- 主治医に診断書の作成を依頼してください。
- 【主治医に渡すもの】
- 診断書の書式（成年後見制度用）
  - ①で作成された「本人情報シート」の原本（作成後1か月以内）

## ③ 家庭裁判所へ申立てをする

【裁判所に提出するもの】

- ②で作成された診断書（原本）（作成後3か月以内）
- ①で作成された「本人情報シート」のコピー

（注意）※詳細については、後見サイトの「申立てをお考えの方へ」のページ内にある、「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。

※新しい診断書・本人情報シートの書式も、後見サイトの「申立てをお考えの方へ」のページからダウンロードすることができます。

※「本人情報シート」を準備することができなくても、医師に診断書の作成を依頼することはでき、また、裁判所に後見開始等の申立てをすることはできます。

# 後見センターレポート vol.20 (令和元年7月)



かーくん

## 後見制度支援預貯金の取扱金融機関が増えています。

後見センターでは、平成30年6月から、後見制度支援信託と同様の本人財産の保護を簡易・確実に行うための仕組みである後見制度支援預金を利用する運用を行っています(後見制度支援預金の基本的な仕組みにつきましては、後見センターレポート Vol.18をご参照ください。)。後見制度支援預金を取り扱う金融機関については、運用開始当初は一部の信用金庫や信用組合に限られていましたが、その後、徐々に増えつつあり、平成31年4月には全国の農業協同組合(JA)において同様の仕組みの後見制度支援貯金の取扱いが始まったほか、令和元年5月以降も、全国に支店を有するメガバンクや、地方銀行を含めた一部の銀行において、後見制度支援預金の取扱いが始まっています。これらの後見制度支援預貯金(支援預金と支援貯金の総称)の取扱金融機関につきましては、次のURLにも一部掲載してありますのでご参照いただくほか、適宜後見センターまでお問い合わせください。

→<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/gaiyou/index.html#3l>

また、後見制度支援預貯金に係る取引(出金等)をする場合には、あらかじめ裁判所が発行する定型書式での指示書(報告書と一体になったもの)が必要となります。指示書の定型書式については、一部、次のURLに掲載してありますので、ご参照ください(ダウンロードもできます。)。なお、後見制度支援信託の場合と、後見制度支援預貯金の場合とでは、書式の体裁が異なりますので、ご注意ください。

以上につき、立川支部においても、同様の取扱いをしておりますので、ご注意ください。

→(成年後見)[http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/koukennin\\_sennin/index.html#11i](http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/koukennin_sennin/index.html#11i)

→(未成年後見)[http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/miseinenkoukennin\\_sennin/index.html#12i](http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/miseinenkoukennin_sennin/index.html#12i)

	後見制度支援信託	後見制度支援預貯金
対象	成年後見と未成年後見 (保佐、補助及び任意後見では不可)	後見制度支援信託と同じ。 (ただし、未成年後見を対象としない金融機関もあり。)
取扱金融機関	信託銀行等 *詳細は、東京家庭裁判所後見サイトの「金融機関一覧」をご覧ください。	信用金庫、信用組合、農業協同組合(JA) (詳細は、東京家庭裁判所後見サイトの「信用金庫の一覧」、 「信用組合の一覧」、 「JAの一覧」をご覧ください。) 銀行(メガバンク、地方銀行)の一部 (詳細は、後見センターまでお問い合わせください。)
利用対象財産	金銭に限る。 *後見人が手元で管理する金額が、おおむね100万円から500万円程度となるように設定する(後見センターレポート vol.10 [平成28年2月])。	後見制度支援信託と同じ。
対象財産からの払戻し	家庭裁判所の指示書を要する。	後見制度支援信託と同じ。